男鹿みなと市民病院経営改善支援業務　仕様書（案）

１　委託業務の名称、場所及び履行期間

⑴委託業務名　　男鹿みなと市民病院経営改善支援業務

⑵委託期間　　　契約締結日から１年間

２　業務の目的

　自治体病院である男鹿みなと市民病院は、地域の中核病院として住民の信頼に応え、常に良質な医療を提供し、将来にわたり地域住民の生命と健康を守る責務がある。人口減少、少子・高齢化の進行などにより、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、当院はこれまで以上に経営改善に取り組んでいく必要がある。

　本業務は、男鹿みなと市民病院における経営改善の取組みを実効性のあるものとして推進するため、当院の経営状況の現状分析及び経営改善計画の立案並びに計画の実行支援業務を委託するものである。

３　業務の概要

1. 経営改善計画の立案・実行支援

　平成３０年度に公益社団法人全国自治体病院協議会に委託した男鹿みなと市民病院の経営診断結果（※参加資格を得た事業者に資料を提示いたします。）を踏まえ、さらに詳細な調査、分析を行い、次の事項について、具体的な経営改善計画の立案と同計画の実行支援を行う。

・収入の増加に関すること

・支出の節減に関すること

・地域との連携強化に関すること

・その他の経営改善に関すること

⑵実施結果報告書の作成

　実施結果報告書は下記の構成とする。

・経営改善計画の実施結果及び進捗状況報告

・実行支援に係る業務報告

４　基本的事項

・業務を効果的かつ円滑に行うため、適切な業務責任者を配置するとともに、必要に応じ、資格や専門性を有する適切な業務担当者を配置すること。

・業務の実施にあたり、頻繁に当院を訪問し、必要に応じて随時各種提案、助言を行うこと。また、随時の連絡に対応できる体制をとること。

・会議等への出席要請があれば、必要に応じて資料提出、説明ができること。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 期　　間 |
| ①現状分析、経営改善計画の立案 | 契約締結日から令和２年３月１３日まで |
| ②計画実行支援 | 契約締結日から１年間 |
| ③実施結果報告書の作成 |

５　業務の期間

６　成果品の提出等

　本業務の各成果品等については、以下の形式及び数量で提出する。

　また、①・②・④の提出期限は令和2年３月１３日、③・④の提出期限は令和２年１１月２０日とし、提出先は男鹿みなと市民病院事務局とする。

①経営改善計画書　（紙媒体　Ａ４縦版）　　　　　　　３０部

②調査集計結果（集計表等）　　　　　　　　　　　　　　１部

③実施結果報告書　（紙媒体、Ａ４縦版）　　　　　　　　１部

④上記を保存した電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）　　　　　　１部

７　その他

・契約書（仕様書及び企画提案書を含む。）を遵守すること。契約書（仕様書及び企画提案書を含む。）に記載のない事項及び本業務に関する疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。

・本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項は、本院の了承を得ずに第三者に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない。この業務終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、男鹿市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

・本業務において使用する図表やデータ、画像等の著作権・仕様検討の権利については、受託者において使用許可を得るものとする。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うものとする。

・業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、男鹿市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い公表できるものとする。